

令和7年度愛媛県孤独・孤立対策地域NPO等活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で、令和7年度愛媛県孤独・孤立対策地域NPO等活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(目的)

第2条 本補助金は、NPO法人、社会福祉法人、その他の民間団体（以下「事業実施主体」という。）を対象として、県内において孤独・孤立に陥る可能性の高い生活困窮者等への支援活動に必要な経費に対し、その一部を補助することで孤独・孤立対策の推進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 県内において孤独・孤立に陥る可能性の高い生活困窮者等に対して支援活動を行う団体
- (2) 地域の自立相談支援機関と連携が図られている団体（今後連携する予定の場合を含む）
- (3) 令和7年4月1日以降にえひめ孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに登録した団体（第5条第1項に規定する交付申請と同時に参画申込みを行う場合を含む）
- (4) 過去に愛媛県又は愛媛県社会福祉協議会が実施した孤独・孤立対策地域NPO等活動支援事業費補助金の交付を受けていない団体

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者とししない。

- (1) 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者、又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められる者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等が運営に実質的に関与していると認められる者

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(6) 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適切でないと知事が認める者

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、速やかに事業実施主体に通知するものとする。

2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、条件を付することが

ある。

（補助事業の変更承認申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助金の額を変更しようとするとき
- （2）補助対象経費の20%以上の額を増減しようとするとき
- （3）事業内容の追加や一部の事業中止等の重要な変更をしようとするとき

2 知事は、前項の変更承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、変更の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要に応じ条件を付し、又はこれを変更することがある。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、中止又は廃止の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することがある。

（補助事業の実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して10日を経過した日、又は補助金の交付決定を受けた年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第5条2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第5条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書により交付申請した補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した

場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第5号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、速やかに精算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 知事は、前条の精算払請求書を受領したときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第13条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助事業の経理及び関係書類の保管）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業終了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第15条 知事は、第8条の規定により補助事業の中止又は廃止を承認したときは、第6条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

2 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の

交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事はその全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱又は補助金交付の決定の際に付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱により、知事に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 補助金を交付する目的に著しく反する行為があったとき。
- (4) 前各号のほか、活動に関する法令違反により行政処分を受けるなど、補助事業者として相応しくないと認められたとき。

(検査等)

第16条 知事は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	事業実施主体が愛媛県内で実施する事業であり、次の全てに該当する事業であること 1 孤独・孤立の状況に陥る可能性の高い生活困窮者等への支援活動 2 物価高騰等の影響による支援ニーズの増大により事業量や活動経費が増加している活動 3 補助対象経費の全部又は一部に対し、地方自治体その他公的支援機関等から補助金の交付その他これに類する助成を受けておらず、令和8年2月28日までに支出を完了するもの
補助対象経費	人件費、報償費、旅費、物品購入費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、通信環境整備費、燃料費、光熱費、役務費
補 助 率	補助対象経費の10/10以内
補 助 限 度 額	1法人（団体）あたり500,000円

- （注）1 補助対象経費は、事業に直接必要となる経費を対象とし、事務局の人件費、賃料、光熱水費、電話代等一般管理費に相当するものは補助対象外とする。
- 2 備品購入費については、補助対象外とする（備品とは、性質及び形状を変えることなく、長期間使用できる物品であって、単価が5万円以上のもの）。